

徳島県規則第五十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年徳島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）別表第一の（一）から（五）までの項目、方法及び結果の判定基準（常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）並びに別表第一に定めるものとする。

第七条の五中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第六条関係）

	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
建築物の内 部	居室の採光及 び換気	換気の妨げとな る物品の放置の 状況	目視等により確認 する。	換気の妨げとなる 物品が放置されて いること。
	避難施設等 備等	排煙設 防煙壁 可動式防煙壁の 作動の状況	各階の主要な可動 式防煙壁の作動を 確認する。	可動式防煙壁が作 動しないこと。

備考 法第十二条第三項の規定により報告されるものを除く。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。